



申告書の作成はインターネットの利用が便利

国税庁HPの **確定申告** **検索**

自宅のパソコンで、国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、夜間や休日など、都合のよい時間に確定申告書を作成できます。

●作成した確定申告書の提出は

①プリンターで印刷し税務署へ郵送か直接
※プリンターがない場合でも、PDF ファイルで保存しコンビニエンスストアなどで印刷できます。

②e-Tax(国税電子申告・納税システム)で税務署へ送信
※e-Taxを利用するには電子証明書を取得し、ICカードリーダライターを購入する必要があります。

●申告書作成に専用電話

確定申告書等作成コーナーのパソコン操作などの疑問に対応するため、専用電話を開設します。e-Tax作成コーナーヘルプデスク (☎0570-01-5901)に問い合わせてください。

開設日時= 3月15日(火)まで (土日曜・祝日除く)、午前9時～午後8時 (2月21日・28日・3月6日・13日は開設)



申告は **3/15** まで

税の申告はお早めに

所得税及び復興特別所得税や市・県民税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告時期となりました。申告に必要な書類をそろえて、早めに提出しましょう。



① 所得税及び復興特別所得税の申告

問い合わせは
前橋税務署 ☎027-224-4371
(自動音声案内で「0」を選択)

- 申告・相談窓口
期間・会場など「3」表1のとおり (期間中は前橋税務署での申告相談を行います)
- 一定の条件を満たした公的年金などの受給者は確定申告が不要
公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得の金額が20万円以下の場合、確定申告をする必要はありません (外国の制度に基づいて国外で支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している場合を除く)。
- ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人は忘れずに
昨年の税制改正で、寄附金税額控除に係る申告の特例 (ふるさと納税ワンストップ特例) 制度が創設されました。この制度の適用を受けた人が、医療費控除などのために確定申告をする場合は、ふるさと納税の寄附金控除も確定申告に含めて申告する必要があります。

② 市・県民税の申告

問い合わせは
市民税課 ☎027-898-6203

- 申告・相談窓口
期間・会場など「3」表1のとおり
- 申告が必要な人
1月1日現在、市内に居住し、確定申告をしない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。
 - 営業等、地代や家賃、配当、農業などの所得があった
 - 給与収入が公的年金等の収入のみで、所得控除の内容に変更・追加があった
 - 所得がなかったか、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみである人など



- 申告に必要な物
● 印鑑、筆記用具、電卓など
- 昨年中の所得の分かる物 (源泉徴収票や支払調書、事業・不動産所得者は収支に関する書類など)
- 各種控除を受ける人は「3」表2のとおり
- 証明書を紛失したら
次の証明書を紛失した場合、再発行などの手続きが必要です。
証明書など・手続き先「年金の源泉徴収票」年金支払者へ (介護保険料の証明書) 市役所介護保険室か大胡・宮城・粕川・富士見支所、前橋プラザ元気21内証明サービスコーナーへ

問い合わせは
市民税課 ☎027-898-6203
介護保険については介護保険室 ☎027-898-6159

控除の申告には証明書を

控除項目	対象	必要な証明書など
障害者控除	身体障害者手帳などの交付を受けている人	障害者手帳など
	上記を除く65歳以上の人で、介護保険の要介護認定を受け、一定の要件に該当する人	障害者控除対象者認定書 (申請によって交付しますが、即日交付はできません)
社会保険料控除 (国民健康保険税や介護保険料など)	年金から天引き (特別徴収) の人	源泉徴収票 (遺族・障害年金から天引きの人は支払通知書など)
	納付書払い (普通徴収) の人	昨年中に支払った領収証書
	口座振替 (普通徴収) の人	1月に送付した振替済通知書
医療費控除	サービスを利用し、医療費が一定額以上ある人	昨年中に支払った領収書
	寝たきりで医師の治療を受けていて、おむつ代を支払っている人	医師が発行するおむつ証明書
生命保険料控除	上記のおむつ代を支払っていて、要介護認定を受け、一定の要件に該当し、控除を受けるのが2日目以降の人	主治医意見書記載内容確認書
	生命保険料を支払った人	生命保険会社などが発行する証明書
地震保険料控除	地震保険料を支払った人	損害保険会社などが発行する証明書

種類	期間	時間	会場
①確定申告*1 (所得税及び復興特別所得税、消費税、贈与税)	2月15日(月)~3月15日(火)	午前9時~午後4時	前橋プラザ元気21内1階にぎわいホール
	2月15日(月)	午前9時30分~11時30分 午後2時~4時	第二コミュニティセンター (前橋保健センター内) 第五コミュニティセンター
②市・県民税	2月19日(金)	午前9時30分~11時30分	第三コミュニティセンター (総合教育プラザ内)
	2月16日(火)~3月15日(火)	午前9時~午後5時*3	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所
①②の日曜相談日*2	2月21日(日)・28日(日)	①は午前9時~午後4時 ②は午前9時~午後5時*3	前橋プラザ元気21内1階にぎわいホール(①のみ)、市役所市民税課(①②とも)、大胡・宮城・粕川・富士見支所(①②とも2月28日のみ)

*1①の会場 (日曜相談日を含む) には電話がありませんので、問い合わせは前橋税務署 (☎027-224-4371) をお願いします。
*2日曜相談日以外の土日曜は受け付けていません。
*3大胡・宮城・粕川・富士見支所の受付時間は、午前9時~11時30分、午後1時~4時30分です。